

政令第 号

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「自動收受システムの」の下に「普及の促進及び」を加え、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五 踏切における警報機その他の道路交通の制限又は遮断に係る設備を制御するシステムの高度化に関する調査（踏切及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。）を行う事業

六 駐車場における自動車その他の車両の出入を管理するシステム又は駐車場の利用に関する情報を収集し、及び提供するシステムの高度化に関する調査を行う事業

七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（その

路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業

八 道路を利用して歩行者の通行又は移動の円滑化に必要な情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

道路整備費に係る道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に密接に関連する事業として、有料道路の料金の自動收受システムの普及の促進に関する調査を行う事業等を追加する必要があるからである。